



自転車は 交通ルールを守りましょう

くるまの仲間です。



× 飲酒運転

道路交通法 第65条第1項
罰則 (酒酔い運転)
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

× 二人乗り

道路交通法 第57条第2項
福島県道路交通規則 第9条第1項
罰則
2万円以下の罰金又は料料

× 並進

道路交通法 第19条
罰則
2万円以下の罰金
又は料料

× 無灯火

道路交通法 第52条第1項
福島県道路交通規則 第8条
罰則
5万円以下の罰金

× 一時不停止

道路交通法 第43条
罰則
3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

× 携帯電話の使用

道路交通法 第71条第6号
福島県道路交通規則 第11条第4号
罰則
5万円以下の罰金

× ヘッドホン(大音量)

道路交通法 第71条第6号
福島県道路交通規則 第11条第7号
罰則
5万円以下の罰金

※音量に関わらず、安全運転の義務に違反する可能性があります。

× 傘さし運転

道路交通法 第71条第6号
福島県道路交通規則 第11条第3号
罰則
5万円以下の罰金

× シャ断踏切 立入り

道路交通法 第33条第2項
罰則
3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金

× 歩行者の通行妨害

道路交通法 第63条の4
第2項
罰則
2万円以下の罰金又は料料

交差点での信号遵守

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が

<p>原則</p> <p>やむをえず横断歩道を利用する場合</p>	<p>ある場合</p>	<p>歩行者用 信号機に従います</p>	<p>ない場合</p>	<p>車両用 信号機に従います</p>
	<p>×</p>	<p>×</p>	<p>歩行者用 信号機に従います</p>	<p>×</p>

※歩行者がいる場合は、自転車を押して歩くようにしましょう。

令和4年4月27日
道路交通法の改正により、
令和5年度から
全ての自転車利用者に対し、
ヘルメットの
着用が努力義務となりました。